

(参照) 変更事項

変 更 前	変 更 後
<p>(ア) 派遣対象企業等が、次に掲げるいずれかに該当する場合、ものづくりマイスターの謝金・旅費、材料費等の経費について本事業で一定範囲まで支出することができる(オンライン実施の場合も同様)。</p> <p>i) 中小企業・業界団体 昨年度及び今年度に派遣指導実績がないこと。</p> <p>ii) 工業高校等学校 <u>昨年度及び今年度に派遣指導実績がないこと。</u></p> <p>これは、新規企業等における派遣指導の活用を促し、中小企業等の若年技能者育成を広く行うことを目的としているためである。このため、新規利用企業等の開拓に努めること。</p>	<p>(ア) 派遣対象企業等が、次に掲げるいずれかに該当する場合、ものづくりマイスターの謝金・旅費、材料費等の経費について本事業で一定範囲まで支出することができる(オンライン実施の場合も同様)。</p> <p>i) 中小企業・業界団体 昨年度及び今年度に派遣指導実績がないこと。</p> <p>ii) 工業高校等学校 <u>派遣指導実績の有無を問わない。</u></p> <p>これは、新規企業等における派遣指導の活用を促し、中小企業等の若年技能者育成を広く行うことを目的としているためである。このため、新規利用企業等の開拓に努めること。</p>